

# 監査報告書

令和元年5月14日

公益社団法人 経営・労働協会  
代表理事 高山 泰 殿

公益社団法人経営・労働協会  
監事 荒 孝一

監事 鶴岡 義明

私達監事は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第23条の規定に基づき、公益社団法人経営・労働協会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度に係る事業報告・計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査を行いました。その方法及び結果について、以下の通り報告致します。

## 1. 監査の方法及びその内容

私達監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告・計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

又、事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検討致しました。

## 2. 監査所見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムの構築及び運用の状況に関して指摘すべき重大な不

備等は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上